

令和 2 年 10 月 20 日

お客さま各位

株式会社マルナカ

かんかんカードサービスの終了と

終了に伴う払戻し等のご案内

平素はかんかんカードをご利用いただき、誠にありがとうございます。この度、令和 2 年 11 月 30 日（月）をもって、かんかんカードのサービスを終了させていただきます。これまでかんかんカードをご利用いただき、かんかんカードの残高のあるカードをお持ちの方におかれましては、お早目のご利用をお願いいたします。

また、令和 2 年 12 月 1 日（火）より、サービス終了に伴い、かんかんカード発行元である株式会社マルナカでは「資金決済に関する法律第 20 条第 1 項」及び「前払式支払手段に関する内閣府令第 41 条」に基づき、かんかんカードの残高のあるお客さまへ払戻しを行う予定です。

■対象となるカードについて

- かんかんカード 10000 円、かんかんカード 20000 円、かんかんカード 30000 円
かんかんカード 10100 円、かんかんカード 20200 円、かんかんカード 30300 円

■残高の確認方法

- カード裏面に記載。

■払戻しの申し出ができる期間

令和 2 年 12 月 1 日（火）～令和 3 年 2 月 1 日（月）

平日午前 9 時～午後 5 時

※上記の期間にお申し出いただけない場合は、当該払戻し手続きより除外されますのでご注意ください。

■お申し出の方法

払戻し対象のカードをマルナカ本部にお持ちください。所定の払戻請求書に必要事項をご記入していただきます。

ご郵送での払戻をご希望のお客さまは下記のお問い合わせ先まで事前にご連絡ください。所定の払戻請求書を送付させていただきますので、カードと併せてご返送ください。なお、令和 3 年 2 月 1 日（月）までにマルナカ本部に到着したカードを払戻し対象とさせていただきます。

■払戻しの方法

マルナカ本部において残高を現金で払い戻しします。

若しくはご本人さま名義の銀行預金口座への振込の方法によりお支払いします。

[お問い合わせ先]

087-886-8686（受付時間 平日午前 9 時～午後 5 時）

株式会社マルナカ 本部 かんかんカード担当

〒761-8585 香川県高松市円座町1001番地